

## 平成 25 年第 1 回臨時会議決結果

第 1 回臨時会が平成 25 年 2 月 4 日に 1 日限りの会期で開催されました。  
条例と予算の 2 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条例】

#### ●芦屋町バス条例の一部を改正する条例の制定について

北九州市営バスが運行している、はまゆう団地から山鹿間の路線が、本年 4 月 1 日に廃止されことに伴い、芦屋タウンバスが代替運行することになります。そのため運行区間の延伸と、料金改定を行うことなどについて条例を改正するものです。

運行区間の延伸は、現在、芦屋中央病院から遠賀川駅までの路線しかありませんが、はまゆう団地から遠賀川駅まで行く路線がふえます。料金については、初乗り 150 円が 170 円に、芦屋中央病院から遠賀川駅まで 250 円が 280 円へ改定され、はまゆう団地から遠賀川駅までは 310 円になります。なお、詳細は広報あしや 3 月 1 日号に掲載される予定です。

(可決 満場一致)

### 【予算】

#### ●平成 24 年度芦屋町一般会計補正予算(第 4 号)について

歳入歳出それぞれ 600 万円の増額補正を行います。

歳入＝水田農業担い手機械導入支援事業補助金、タウンバス関係で福岡県生活交通確保対策補助金を措置したほか、財政調整基金からの繰入金を増額計上しています。

歳出＝水田農業担い手機械導入支援事業補助金のほか、タウンバスのはまゆう路線への延長に伴う委託料や工事請負費等を計上しています。

(可決 満場一致)